

令和元年度

第2回 農業委員会総会議事録

市川市農業委員会

## 第2回 市川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年5月10日（金）午後1時30分から午後2時10分

2. 開催場所 市川市役所仮本庁舎 4階 第1委員会室

3. 農業委員 出席委員 10人

会長 10番 三橋 弘

委員 1番 小川治夫

2番 宮内純一

3番 岡本好夫

4番 石田まさ子

5番 石橋弘嗣

6番 伊藤公亮

7番 宇田川忠好

8番 石井文夫

9番 石井利和

欠席委員 0人

4. 農地利用最適化推進委員

出席委員 6人

1番 武藤 晃

2番 石井喜美江

3番 石井克己

4番 梶尾彌一

5番 大滝與鷹

6番 平田秀行

欠席委員 0人

## 5. 議事日程

第1 議事録署名等委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 付託調査班（委員）の指名

第4 議案第1号	農地法第4条の規定による許可申請について	1 件
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	3 件
議案第3号	相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について (20年確定分)	1 件
議案第4号	平成31年度第2次農用地利用集積計画の決定について	1 件
議案第5号	農地法第35条の規定による通知について	
報告第1号	農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について 事務局長専決分	24 件
報告第2号	地目変更登記に係る回答について	2 件
報告第3号	相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の 証明願について	2 件
報告第4号	平成30年度 農地法第32条の規定による農地利用意向調査 結果について	
報告第5号	農用地利用状況報告について	

## 6. 農業委員会事務局職員

局長 谷地 正道

次長 石井 啓友

主幹 河崎 学

副主幹 福田 哲

副主幹 本多 浩章

## 7. 会議の概要

発言者	内 容
議 長	<p>ただ今より、令和元年度第2回市川市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の定例総会の出席状況でございますが、農業委員10名中、10名、推進委員6名中、6名、全員出席しております。</p> <p>委員の出席者が過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、議事日程に従いまして、会議を進めてまいります。</p> <p>市川市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名等委員でございますが、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>それでは、5番の石橋委員、6番の伊藤委員にお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の河崎主幹、福田副主幹を指名いたします。</p> <p>次に、来月分の調査班を指名いたします。</p> <p>農地関係は、第3班で、5番の石橋委員と6番の伊藤委員です。</p> <p>農政関係は、第1班で、1番の小川委員と2番の宮内委員です。</p> <p>それでは、議案第1号から議案第5号までと、報告第1号から報告第5号までを議題といたします。</p> <p>慎重なるご審議をいただきますよう、お願いいたします。</p> <p>議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」、1件ございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」、今回の申請</p>

<p>議 長</p>	<p>件数は1件です。</p> <p>議案の1ページをお願いいたします。</p> <p>申請受付日は、平成31年4月17日でございます。</p> <p>申請地は上妙典で、地目は畑、面積は1,688平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。</p> <p>転用目的は、貸駐車場及び貸資材置場にするものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p> <p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第2班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
<p>議席 3番</p>	<p>現地調査は、平成31年4月26日に農地調査班第2班の委員及び会長職務代理で行いました。</p> <p>申請地は、クリーンセンターの南東側、おおむね300メートルに位置しており、現況は休耕地になっておりました。</p> <p>農地区分については、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない、農地の広がり狭い地域であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>転用に伴う周辺農地への影響ですが、隣接地との境界は、新設のH型鋼・コンクリート石板・単管・安全鋼板による土留を設置し、土砂等の流出を防除することとさせていただきます。</p> <p>敷地内は整地して転圧後、砂利敷きにするものです。</p> <p>また、南側のJRに隣接している部分の工事については、JR東日本都市開発と協議しており、工事の際は指示に従い工事を行う予定でございます。</p> <p>また、汚水はなく、雨水については、自然浸透とするものでございます。</p> <p>駐車台数につきましては、トラック7台と従業員駐車分8台及び機械置場などを予定していることとさせていただきます。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断いたします。</p> <p>報告は以上でございます。</p>

議 長	<p>第2班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、申請目的の実現性に関する書類審査の結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、ご説明させていただきます。</p> <p>申請人は、市内に居住する会社員の方です。</p> <p>今回市内に本社を置く、主に地盤調査・環境調査業及び建設機械・資材のリース業を行う法人から、「本社からも近く営業上の利便性が高いため、駐車場及び資材置場として貸してほしい」との要望を受け申請に至ったものです。</p> <p>資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、全額を自己資金で賄うことが、申請書類により確認されております。</p> <p>一方、信用につきましては、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺農地等への影響ですが、調査班のご報告どおり被害防除が施されていることから、特に問題はございません。</p> <p>工事の予定につきましては、許可有り次第着工し、完了は、着工後60日となっております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われま。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
議席 7番	<p>申請地への侵入路が狭いのではないかと思いますのですが、相互通行はできるのですか。</p>
事 務 局	<p>大型トラック同士では難しいと思いますが、乗用車同士なら相互通行でき</p>

	<p>ると思います。</p>
議 長	<p>他にございますか。</p>
各 委 員	<p>なし。</p>
議 長	<p>「なし」という声がございました。 議案第 1 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」、お諮りいたします。 許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>「異議なし」ということでございますので、全会一致で許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。</p>
	<p>次に、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」、3 件 ございます。</p>
	<p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」、今回の申請は、3 件でございます。</p> <p>(1) の申請について、議案の 3 ページをお願いいたします。</p> <p>申請受付日は、平成 31 年 4 月 17 日でございます。</p> <p>申請地は大野町で、地目は田、面積は 1 4 4 平方メートル外 1 筆で合計面積は 1 7 6 平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。</p> <p>申請理由につきましては、車両及び資材置場を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>つぎに (2) 及び (3) の申請について、関連いたしますので、一括して説明いたします。議案の 5 ページをお願いいたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>申請受付日は、平成31年4月17日でございます。</p> <p>申請地は大野町で、地目は田、面積は(2)が221平方メートル外3筆で合計面積は317平方メートル、(3)が294平方メートルで、合計面積は611平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。</p> <p>申請理由につきましては、車両置場及び資材置場を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p> <p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は同じく第2班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
<p>議席 3番</p>	<p>現地調査は、平成31年4月26日に農地調査班第2班の委員及び会長職務代理で行いました。</p> <p>(1)の申請地は、県立市川大野高等学園(旧市川北高校)の北東側、概ね300メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。</p> <p>農地区分については、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない、農地の広がり狭い地域であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>転用にとまなう周辺農地への影響ですが、申請地の周囲は、住宅・資材置場・水路に囲まれているため農地はありませんが、周囲を鉄板で囲み土砂の流出の防除に努めるとのことでございます。</p> <p>申請地は砂利を敷き、雨水については、自然浸透するものでございます。</p> <p>譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断いたします。</p> <p>次に(2)及び(3)の申請地は、JR市川大野駅の北西側、概ね800メートルに位置し、現況は露地畑になっておりました。</p> <p>農地区分については、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない、農地の広がり狭い地域であることから、第2種農地と判断されま</p>

	<p>す。</p> <p>転用にとまなう周辺農地への影響ですが、申請地の周囲にブロック塀及び防護柵を設置し、土砂等の流出を防除することとさせていただきます。</p> <p>申請地は整地後に転圧し砂利敷きとし、雨水については、自然浸透とするものでございます。</p> <p>譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断いたします。</p> <p>報告は以上でございます。</p>
議 長	<p>第2班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、申請目的の実現性に関する書類審査の結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それではご説明させていただきます。</p> <p>(1)の譲受人は、松戸市に本店を置き、自動車販売業を主な事業とする法人です。</p> <p>申請地は、本社敷地内の置場が狭くなった為、車両置場及び資材置場として使用するため申請に至ったとのことです。</p> <p>資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。</p> <p>一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されていることから、特に問題はございません。</p> <p>工事の予定につきましては、許可あり次第に着工し、完了は、着工後30日となっております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われま</p>

	<p>(2) 及び (3) の譲受人は、市内に居住し中古車販売を主な事業とする方です。</p> <p>申請地は、既存施設の契約更新ができなくなり既存施設に置いていた車両及び資材を置くため申請に至ったとのこと。</p> <p>資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、金融機関からの融資により賄うことが申請書類により確認されております。</p> <p>一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されていることから、特に問題はございません。</p> <p>工事の予定につきましては、許可有り次第に着工し、完了は、着工後1か月となっております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われま。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局からの説明がおわりました。それでは、これより質疑に入ります。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	<p>なし。</p>
議 長	<p>「なし」という声がございました。</p> <p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、(1)について、お諮りいたします。</p> <p>許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>「異議なし」ということでございますので、全会一致で許可相当という意見</p>

各 委 員	<p>を付して、県知事に送付することに決定いたします。</p> <p>続きまして、(2)と(3)については、関連しておりますので、一括してお諮りいたします。</p> <p>許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>異議なし。</p>
議 長	<p>「異議なし」ということですので、全会一致で許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第3号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」、20年確定分が1件ございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第3号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」ご説明いたします。</p> <p>今回の確定する特例農地の所有者の方は1名です。</p> <p>平成31年3月18日付けで松戸税務署長より、租税特別措置法第70条の6第1項に基づき相続税納税猶予に係る特例農地等の適用を受けた者が、同条第5項の規定に基づき20年間の自作営農により納税が免除されるため、その利用状況について、確認書の提出を求められたものです。</p> <p>議案の7ページから9ページをお願いいたします。</p> <p>特例農地は、地目「田」3筆、「畑」1筆、合計面積は2,990平方メートルです。</p> <p>次に、本件に係る松戸税務署の確認事項についてご説明いたします。</p> <p>松戸税務署から求められている確認事項は、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 自ら所有し、自ら農地として使用している</li> <li>2. 自ら農地として使用していない</li> <li>3. 譲渡等により、所有していない</li> </ol> <p>この3つから選択することになっております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>

議 長	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第4班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
議席 7番	<p>議案第3号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」調査報告をいたします。</p> <p>現地調査は、4月25日に農政調査班第4班、区域2及び区域3を担当する推進委員で行いました。</p> <p>当該特例農地の所有者は、松戸市の農家の方です。</p> <p>平成12年2月に適用となりました4筆について、露地畑として利用し適切に肥培管理されていました。</p> <p>このことから、「自ら農地として使用」と回答することが相当と判断いたします。</p>
議 長	<p>第4班から調査報告をしていただきました。</p> <p>それでは、これより質疑にはいります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	なし。
議 長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第3号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」、「自ら農地として使用」と回答することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。
議 長	<p>「異議なし」ということですので、全会一致で「自ら農地として使用」と、回答することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第4号「平成31年度 第2次農用地利用集積計画の決定につ</p>

<p>事務局</p>	<p>いて」、1件ございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p> <p>議案第4号 「平成31年度第2次農用地利用集積計画の決定について」、ご説明いたします。</p> <p>本件は、平成31年4月18日付けで、市川市長より平成31年度第2次農用地利用集積計画（案）が提出されましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項並びに農業委員会等に関する法律第6条第1項の規定により、農業委員会の決定を求めるものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は同じく第4班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
<p>議席 7番</p>	<p>議案第4号「平成31年度第2次農用地利用集積計画の決定について」調査報告をいたします。</p> <p>現地調査は、平成31年4月25日に、農政調査班第4班と、区域1を担当する農地利用最適化推進委員で行いました。</p> <p>本件は、大野町在住の借り手の方が、同じく大野町在住の貸し手の方が所有する大町の畑1筆、面積4,433平方メートルのうち1,980平方メートルにおいて、引き続き使用貸借を設定するもので、設定期間は5年です。</p> <p>現況は、温室でイチゴの栽培が行われておりました。借り手の農業従事日数は250日となっており、今後も適切に管理されることが見込まれます。</p> <p>これらのことから、平成31年度第2次農用地利用集積計画について、決定するのが相当と判断いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>第4班から調査報告をしていただきました。</p> <p>それでは、これより質疑にはいります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>

各 委 員	なし。
議 長	「なし」という声がありました。 それでは、お諮りいたします。 議案第4号「平成31年度 第2次農用地利用集積計画の決定について」、 原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	「異議なし」ということですので、全会一致で原案のとおり決定 いたします。  次に、議案第5号「農地法第35条の規定による通知について」、事務局 から議案の説明をお願いします。
事 務 局	議案第5号「農地法第35条の規定による通知について」、ご説明いたし ます。 議案書の12ページをお願いいたします。 昨年度の農地パトロールで確認された新たな遊休農地を対象とした、農地 法第32条の規定に基づく利用意向調査において、「農地中間管理事業の推 進に関する法律」に基づき県知事から指定を受けた千葉県農地中間管理機構 (公益社団法人 千葉県園芸協会) が実施する農地中間管理事業を利用する 意思表示のあった者が1件1名、農業経営基盤強化促進法第4条第3項第1 号イに規定する市川市農地利用集積円滑化団体(市川市経済部農業振興課) が実施する農地所有者代理事業を利用する意志表明があった者が4件5名 ございました。 つきましては、農地法第35条第1項又は第3項の規定に基づく通知をす ることについて決定を求めるものです。 説明は、以上でございます。
議 長	事務局からの説明が終わりました。

各 委 員	<p>それでは、これより質疑にはいります。 ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
議 長	<p>なし。</p> <p>「なし」という声がありました。 それでは、お諮りいたします。 議案第5号「農地法第35条の規定による通知について」、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>「異議なし」ということでございますので、全会一致で原案のとおり決定いたします。</p> <p>以上で、議案の審議は終了いたしました。</p>
事 務 局	<p>次に、報告第1号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」、4月の事務局長専決分が24件ございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p> <p>報告第1号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」ご説明いたします。</p> <p>13ページをお願いいたします。</p> <p>農地法第4条届出及び農地法第5条届出について、事務局長において専決しましたのでご報告いたします。</p> <p>今回の報告は、平成31年4月1日から同年4月26日までに届出があったものでございます。</p> <p>農地法第4条の届出は8件、9筆、1,959.00平方メートルでございます。</p> <p>また、第5条の届出につきましては、16件、26筆、3,789.55平方メートルでございます。</p>

<p>議 長</p>	<p>第4条と第5条を合せますと、24件、35筆、転用面積は、5,748.55平方メートルとなります。</p> <p>内訳につきましては、14ページから18ページとなっております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第2号「地目変更登記に係る回答について」、2件でございます。事務局より、報告いたします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>報告第2号「地目変更登記に係る回答について」、2件ご報告いたします。</p> <p>19ページをお願いいたします。</p> <p>(1)は、平成31年3月29日付けで、千葉地方法務局市川支局登記官から照会があったものでございます。</p> <p>土地の所在は、大野町の1筆、面積は6.61平方メートルで、市街化調整区域に位置しております。</p> <p>登記簿の地目を「田」から「宅地」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されたことから、今回の照会がなされたものでございます。</p> <p>本件に係る転用許可等の状況としましては、申請等は提出されておられません。</p> <p>そこで、事務局職員による現地確認後、平成31年4月12日及び15日に農地調査班第2班の農業委員及び区域を担当する農地利用最適化推進委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただいたものでございます。</p> <p>なお、回答書の記載内容でございますが、現況確認の結果に基づき、「農地」と回答したものでございます。</p> <p>次に、(2)でございます。</p> <p>20ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、平成31年4月19日付けで、千葉地方法務局市川支局登記官から照会があったものでございます。</p> <p>土地の所在は、南大野の1筆、面積は355平方メートルで、市街化区域に位置しております。</p>

議 長	<p>登記簿の地目「畑」から、「宅地」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されたことから、今回の照会がなされたものでございます。</p> <p>本件に係る転用許可等の状況としましては、昭和51年2月27日に、農地法第5条に基づき、「宅地」として転用届出を受理しております。</p> <p>そこで、事務局職員による現地確認後、平成31年4月26日に農地調査班第2班の農業委員及び区域を担当する農地利用最適化推進委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただいたものでございます。</p> <p>なお、回答書の記載内容でございますが、現況確認の結果に基づき「非農地」と回答し、現況が許可どおりであることから「転用目的どおり」と回答したものでございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第3号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願いについて」、2件ございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>
事 務 局	<p>報告第3号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願いについて」ご報告いたします。</p> <p>議案の21ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、相続税の納税猶予を受けている者が、相続税の納税猶予の継続届出書を税務署に提出するに際し、農業委員会による「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の添付が必要となっているため、証明願が提出されたものです。</p> <p>今回の報告といたしましては、平成31年4月2日、及び3日に申請のあった2件について、現地調査を行い、申請内容に相違がなかったため、証明書を発行したものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p>

事務局	<p>次に、報告第4号「平成30年度農地法第32条の規定による農地利用意向調査結果」について、事務局より、報告いたします。</p> <p>報告第4号「平成30年度農地法第32条の規定による農地利用意向調査結果」についてご報告いたします。</p> <p>議案書の22ページをお願いいたします。</p> <p>昨年度、実施しました遊休農地の利用状況調査結果から利用意向調査が必要な者に調査を行った結果を報告するものです。</p> <p>回答者は13名で、先ほど議案第5号で決定していただきましたが、回答欄が①については千葉県農地中間管理機構へ、②については市川市農地利用集積円滑化団体へそれぞれ通知いたします。</p> <p>未回答者は24名です。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第5号「農用地利用状況報告について」、事務局より、報告いたします。</p>
事務局	<p>報告第5号「農用地利用状況報告について」ご説明いたします。</p> <p>23ページをお願いいたします。</p> <p>平成30年3月13日付けで決定通知された平成29年度第4次及び平成30年4月9日付けで決定通知された平成30年度第1次農用地利用集積計画につきまして、条件とされました3ヶ月ごとの農用地利用状況報告の、第4回目が提出されましたので報告いたします。</p> <p>農業振興課の評価としましては、「第4回農用地利用状況報告書及び現地調査及び面接の結果により、引き続き、営農に対する強い意欲を有しているとともに栽培管理のために必要な労働時間の確保に努めていることを確認した。冬期期間は売れ筋の葉物野菜が少なく販売面で苦勞をしたが、2年間の経験を基に冬期の商品戦略を考えることができるようになった。今後も引き続き、栽培技術の向上や施肥・病虫害防除等のほ場管理並びに目標収量・</p>

<p>議 長</p>	<p>目標所得を確保していくために、千葉県農業普及指導員や所属しているJA いちかわ直売組合の組合員などから助言を受けて適切な経営管理を行う必要 があることを伝えた。」とのことです。</p> <p>説明は以上でございます。</p> <p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。</p> <p>これで、令和元年度 第2回市川市農業委員会定例総会を閉会いたしま す。</p> <p>ご協力、ありがとうございました。</p>
------------	---

以上は、会議の顛末を記載したものであり、その相違なきことを証する。

議 長 三橋 弘

---

委 員 石橋 弘嗣

---

委 員 伊藤 公亮

---